

畜体への注射針残留を防止しましょう！

今般、京都市のと畜場においてと畜解体された食肉から注射針の混入が発見される事案が発生しました。

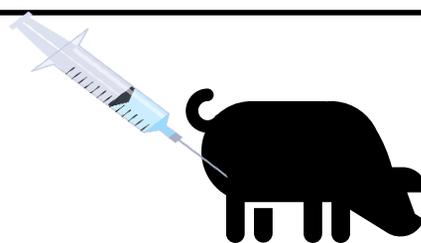
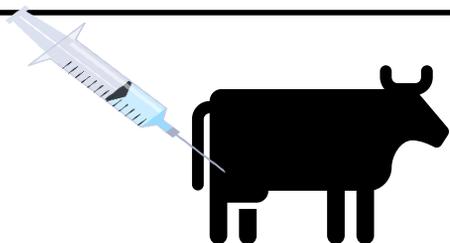
注射の実施者及び家畜の飼養者は、**注射針の残留防止について、改めて確認をお願いします。**

注射針を残留させないために

- ◎注射の際は、家畜が動かないようにしっかりと保定し、曲がった注射針は絶対に使用しないこと
- ◎注射針が折れて家畜の体内に残留した場合は、速やかに除去すること

注射針が残留した場合

- ◎注射部位にマークを付け、注射針が残留した家畜と部位が識別できるようにすること
- ◎家畜の飼養者は、出荷先またはと畜場に注射針が残留していることを必ず伝えること



京都府南丹家畜保健衛生所

TEL: 0771-42-3308 (夜間・休日も転送機能あり)